



様式第4号（第6条関係）

平成30年 2月20日

富士見市議会議長 尾崎 孝好 様

会派名 草の根
代表 八子 朋弘

行政視察・研修（政務活動費）報告書

下記のとおり、行政視察・研修（政務活動）を実施しましたので、報告いたします。

記

- 1 期 間 平成30年2月17日
- 2 参加者名 加賀奈々恵
- 3 場所（行政視察地・研修場所）
東京都国分寺市光町1-46-8 ひかりプラザ2階
- 4 調査研究概要
犯罪被害者等支援講座
・「事件から16年 大阪教育大学附属池田小学校児童殺傷事件 被害児童の母が語る遺族の想い」 講師 本郷由美子さん
・「犯罪被害者孤児となりて」 講師 佐藤咲子さん
講師として招かれた本郷由美子さん（大阪教育大学附属池田小学校児童殺傷事件遺族・精神対話士）と佐藤咲子さん（高校生の時に両親を猟銃で射殺された遺族）から、事件やその後のこと、犯罪被害者支援の必要性などを話された。

(1) 前半の部（本郷由美子さんの講演）

本郷さんは2001年6月8日、娘を大阪教育大学教育学部附属池田小学校において発生した児童殺傷事件によって殺害された。同時に犯罪被害者遺族となった。

事件後から、本郷さんは娘を失ったという絶望の淵で、様々なことを思ったが、これは私たちに固有の問題ではなくて、犯罪被害者の方、共通の普遍性を含んでいるように思うとのことで、当時の状況が話された。

悲しみを受け入れる間もなく、すぐに葬儀の準備、警察や検察とのやりとり、群がる報道陣への対応、事件の発生現場である小学校との連絡調整、文部科学省との話し合い、刑事裁判への関わり等経験したこともない難題が次から次へと家族に押し寄せ、心身喪失状態となった。

半年間の記憶は灰色がかっていて色が無い。ショック状態にあったのだと思う。後に報道されるニュースを見て、事実を認識しはじめたが、こんな目に遭うのは自分たちだけではないかという孤独感に苛まれた。

その後、全国犯罪被害者の会（あすの会）の岡本代表（自身も交通事故で息子を亡くしている）が弔問に来て、何も言わず、手を握られた。そのことに励まされたことを覚えている。

しかしながら、数週間が経つと校舎が取り壊されることが分かり、遺族としては非常に戸惑った。偶然新聞のコラムで、校舎取り壊し反対の大学教授を発見し、コンタクトを取り、岡本代表と署名活動をはじめた。

また、亡くなった娘の友人の両親がたまたま弁護士をしていたので、裁判に関係する上申書の存在を教えてもらい、取り組んだ。

今思えば、被害者が置かれている状況や、抱えている問題に応じて、適切な支援に被害者がたどり着くことができる仕組みが重要ではないかと考える。

「人」「もの」「金」の充実が必要。

「人」だとソーシャルワーカーや地域の人、警察、臨床心理士を行政がつなぐ仕組み。「もの」だと相談窓口や被害者にとって有益な情報。

犯罪被害者等基本法が後に制定されたが、たどり着ける名前と仕組みがないと被害者はアクセスすることができない。

やはり自治体によっては、まだ相談窓口を設置していないところが多く、取り組みに差がある。

こうした講演会や活動をするためにも、自治体で予算化されることが必要。何より大事だと感じたのは継続的な支援であった。

最後に、本の一節から、「家族や大切な人を亡くした遺族、もしくは友人に手を差し伸べられる社会は、豊かな社会である」という言葉を引用された。

(2) 後半の部（佐藤咲子さんの講演）

佐藤さんは昭和39年猟銃強盗殺人事件によって、両親を亡くし犯罪被害者となった。

2004年に「犯罪被害者等基本法」が成立したが、それ以前の佐藤さんは全く支援がないまま生きてきたとのこと。祖父母がいない咲子さんは未成年後見制度が適応され、4親等のいとこ夫婦が支援者となった。その後、自分の苦しみを吐露できないまま大人になり、2005年にはじめて被害者支援の都民センターに行き、外部に向けて犯罪被害者としての体験を語った。

現在は、「命の大切さを学ぶ教室」で体験を話す啓発活動をしている。佐藤さんは泣きながら、両親が殺害された当時の状況と、その後いかに支援がない中で「孤児」として生きていくことが辛かったかということ話を話した。

5 感想及びまとめ

犯罪被害者等基本法に基づく自治体の取り組みが重要だと感じた。

当該講座を開催した国分寺市の文化と人権課には相談窓口があり、毎年約10名が継続して相談に訪れているとのことだが、本市でも犯罪被害者等基本法に基づく対応が行われているかを検証し、学んだことを生かしていきたい。

※行政視察に関する調査書、概要、参考資料等は会派にて保管